学校いじめ防止基本方針

福島市立信陵中学校

1　いじめ防止対策の基本理念

（1）いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**

～いじめ防止対策推進法より～

（2）基本理念

① いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているとの基本認識に立ち、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

② 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるようにする。

③ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者等及び関係機関等はいじめは現に起きているとの基本認識に立ち、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携し、いじめの問題の克服に取り組むようにする。

（3）いじめに対する基本認識

① いじめは現に起きているという危機意識をもって対応する必要がある。

② いじめは人間として決して許されない行為である。

③ いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、児童等の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせうるものである。

2　学校におけるいじめ防止等の対策

（1）いじめ防止等の対策ための組織

① いじめ対策委員会の組織

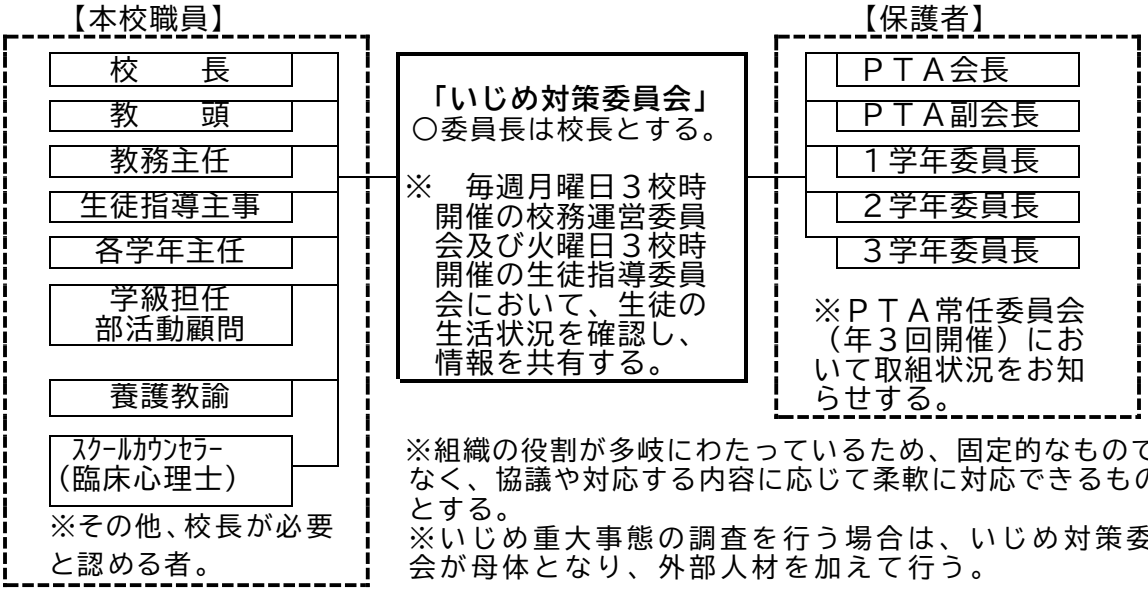

※組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとする。

※いじめ重大事態の調査を行う場合は、いじめ対策委員会が母体となり、外部人材を加えて行う。

② いじめ対策委員会設立の目的

いじめによる自殺や不登校など、陰湿ないじめが社会問題となっている。このようなことは「いじめは現に起きているとの基本認識にたったうえでの問題」であるため、本校では「いじめ対策委員会」を組織し全職員でいじめ根絶に関わるとともに、家庭や地域とも情報交換を緊密にしながら協議していく場とする。

（２）いじめ未然防止等にかかる取組

① 本基本方針により具体的な取組を行い、教職員が組織的に対応する。

② 本校の全教育活動を通じて、道徳教育、体験活動、生徒指導の充実を図るとともに、心の居場所としての学級経営、集団づくりの充実を図る。

③ 家庭や地域と一体となって取組を推進するため、保護者に対してもいじめ防止のための啓発を行う。

④ ＳＮＳ等による誹謗中傷によるいじめ事案も発生していることから、情報モラル教育の充実を図るとともに、保護者に対してもインターネットの取り扱いを含めた啓発を行う。

（３）いじめの早期発見に向けた取組

① ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって早い段階からかかわりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

② 各学期ごと２回以上学校生活アンケートを実施（年間活動計画参照）するとともに、年間計画の中で生徒と教師の二者面談及び保護者を交えた三者面談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制作りに努める。

※アンケート実施後は、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を替えて、複数人で再確認をします。）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容があれば、時を置かず対応する。

③ いじめ防止に向けて、保護者や関係機関と連携しながら、早期発見に向けて迅速に対応していく。

（４）年間活動計画

月	主 な 予 定	備考（実態把握調査等）
４月	年間活動計画の確認，定例会①	
５月		生活アンケート調査①
６月		
７月		生活アンケート調査②
８月	定例会②	
９月		
１０月		生活アンケート調査③
１１月	二者面談・教育相談(全学年)	
１２月	定例会③	生活アンケート調査④
１月		
２月	定例会④	生活アンケート調査⑤
３月	今年度の反省	生活アンケート調査⑥

※上記の定例会の他、必要に応じて臨時のいじめ対策委員会を開催する。

【いじめ対策委員会取組内容】

①いじめの未然防止の体制整備及び取組
②いじめの状況把握及び分析
③いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
④いじめを行った生徒に対する指導
⑤いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
⑥いじめを行った生徒の保護者に対する助言
⑦専門的な知識を有する者等との連携
⑧その他いじめの防止に係わること

（５） いじめに対する措置

① いじめを把握したら、何よりも被害児童等の保護を最優先する。二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、被害生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

② 被害者のニーズを確認し、危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づき、安全な居場所の確保や加害生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、本人や保護者に選択させる。

③ 加害生徒への指導及び被害生徒と加害生徒との関係修復を図る。加害生徒の保護者にも協力を要請し、加害生徒が罪障感を抱き、被害生徒との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけを行う。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害児童等の成長支援という視点に立って、加害児童等の内面理解に基づいた働きかけをスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用しながら長期的なビジョンをもって行う。

④ いじめがあった学級においては、いじめを見ていた生徒には自分の問題として捉えさせ、はやしたてるなど同調していた生徒に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。さらに、当事者を含め周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すことができるよう、学級全体で話し合う場を設け、いじめの再発防止に努める。

⑤ 対応にあたっては、「いじめ対策委員会」が中心となり、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図りながら推進する。

⑥ 生徒の命や安全を守ることを最優先に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

（６） いじめ解消の判断

学校は単に謝罪をもっていじめが解消したと判断せず、少なくとも、以下の２つの要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。

① いじめに係る行為が解消している。

※いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（３か月を目安とするが、事案によってはこの限りではない。）継続していること。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていない。

※いじめを受けているかどうか判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと、その際、保護者に対しても確認が行われていること。

３ いじめ重大事態への対処

（１）重大事態とは

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。　～いじめ防止対策推進法より～

（２）調査の主体と調査の実施

① 学校の設置者である教育委員会は、学校から重大事態の発生について報告があった場合は、その事案の調査を行う適切な組織（「福島市いじめ重大事態調査委員会」「重

大事態調査チーム」「市立学校に設ける組織」）を選択する。また、学校に設ける組織が調査主体となる場合、教育委員会は、調査を実施する学校に対して、必要な指導や人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 原則、不登校重大事態は学校に設ける組織が調査を行い、調査報告書を作成する。なお、学校が調査を行う場合、学校のいじめ対策委員会に適切な外部人材を加え、調査を行う。

③ 調査の実施にあたっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

・ いつ（いつ頃から）
・ 誰から行われ
・ どのような態様であったか
・ いじめを生んだ背景事情
・ 児童等の人間関係にどのような問題があったか
・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

４　評価と改善

（１） 学校の「いじめ防止基本方針」を、毎年見直し・改定し、ホームページに掲載するとともに、「いじめ防止基本方針」を職員会議や生徒指導協議会で職員に定期的に周知する。

（２） いじめ対応のマニュアルを用いての研修や自校での重大事態対応シミュレーションなど、校内研修をインターネットを通じて行われるいじめ対応の研修を含め定期的に行う。（４月、７月、１２月）

（３） 平素から教職員が報告・連絡・相談しやすい風通しのよい職場づくりに努める。

（４） いじめやいじめの疑いがあった場合（アンケート調査結果を含む。）、速やかに報告される体制づくりを推進する。

（５） いじめの認知、法的対応、いじめの組織的な対応についてすべて「学校いじめ対策委員会」で行う。

（６） いじめ問題の取組状況について、学校評価の項目に入れ、点検・評価し、必要に応じて対応を改善する。

（７） いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携を図るとともに、保護者に対してＰＴＡ常任委員会等を通じて学校のいじめ問題への対応について説明していく。

（８） 特別な支援を要する生徒等については、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、学校全体で注意深く見守る体制を整備していく。

（９） いじめの認知件数が一年間を通じ零件であった場合は、その事実をホームページや学校だより等で公表する。